

---

○地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年三月十二日大分県規則第十四号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(運営規程に定める事項)

第三条 条例第四条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(整備等を行うべき記録)

第四条 条例第七条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 条例第六条に規定するサービスの提供の記録
- 二 条例第十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 三 条例第十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

---